

南伊勢町物販イベント出店支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

南伊勢町告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町の魅力発信と地域経済活動の促進を図るため、町外で開催される物販イベントへ出店する者に対し、予算の範囲内において南伊勢町物販イベント出店支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において物販イベントとは、国または地方公共団体若しくは公的な団体であると町長が認めるものが主催または後援、協賛、協力し、不特定多数の来場者を対象に、多数の出店者が各ブースにおいて物産販売を行う短期間(最長10日)の催しをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号を全て満たす法人または事業者とする。

- (1) 町内に本社または主たる事業所を有すること。
- (2) 南伊勢町商工会に加入している法人及び事業者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと(申請者が町外の場合はその所在地の税)。
- (4) 暴力団等及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項の規定によるものをいう。)でないこと。
- (6) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるものをいう。)でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号を全て満たす事業とする。

- (1) 町外で開催される物販イベントに出店し、出店ブースにて物産販売を行う事業
- (2) 出店ブース等で、南伊勢町のPR(看板等の設置やパンフレットの配置など)を実施する事業
- (3) 他の補助金等を受けていない事業
- (4) 町長が補助金交付に適していると認める事業

(補助対象経費等、補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で補助金対象経費の合計額以内とし、5万円を限度とする。
ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町物販イベント出店支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 完納納税証明書
- (2) 出店する物販イベントの概要が分かるもの(チラシ等)
- (3) 団体名、協力体制(主催または後援、協賛、協力の別)がわかるもの(上記で確認できない場合)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 同一の申請者による補助金の交付申請は、同一年度内において3回を限度とする。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認めるときは、南伊勢町物販イベント出店支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知を行う場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(計画変更及び中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条に定める通知を受けた後に事業内容、経費配分、その他の事項等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに南伊勢町物販イベント出店支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に増額がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合の変更をいう。

3 気象条件又は天変地異等により、主催者の意志に基づかない不測の事態によりイベントの全部又は一部が中止となった場合においては、交付決定がされた補助金のうち、主催者より返還された額を除き補助事業者において執行済みの補助対象経費については補助対象とすることができる。

4 町長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、南伊勢町物販イベント出店支援補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から換算して20日以内に、実績報告として南伊勢町物販イベント出店支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 出店に要した経費を証明する領収書等の写し(補助金対象のみ)
- (2) 出店の事実を証明する写真画像
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南伊勢町物販イベント出店支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、南伊勢町物販イベント出店支援補助金請求書(様式第7号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の取消し又は返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	内容	補助率
出店料	主催者が定めた参加負担金及び出店料	10/10
借上料	物販イベント会場で使用する備品等の借り上げ料	10/10
交通費	南伊勢町を起点とした物販イベント会場付近までの有料道路料金または電車運賃※自動車等の燃料代は対象外	10/10